

公共のサービスの改革法に基づく民間競争入札（2018年度-2021年度 JICA ボランティア募集関連業務）に係る契約の締結について

「2018年度-2021年度 JICA ボランティア募集関連業務」については、以下の通り契約を締結いたしました。

【契約内容】

I 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都港区東新橋1丁目8番1号

株式会社電通

代表取締役社長執行役員 山本 敏博

II 契約金額（税込）

674,999,997円（内 消費税及び地方消費税の合計額 49,999,997円）

III 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1. 募集関連業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき募集関連業務の質に関する事項

(1) JICA ボランティア事業の概要

JICA ボランティア¹事業は、開発途上国の要請に基づき、それらの国々の経済の発展に協力したいという国民の海外での活動を促進するために独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）が実施している事業の一つであり、1965年から開始された長い歴史を有する事業である。

JICA ボランティア事業は、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号において、「国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他の民間団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力することを目的とするもの（以下この号及び第42条第2項第3項において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣

¹ JICA ボランティアは派遣期間及び対象年齢、要請元、派遣先等により、8種類に区分される（別添3参照）

すること。」（関連部分のみ抜粋）と規定されており、また、その目的は、次のとおり 3 点に整理している。

- ・ 経済・社会の発展、復興への寄与
- ・ 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ・ ボランティア経験の社会還元

長期ボランティアは開発途上国に原則として 2 年間滞在し、派遣先の国の人々と生活を共にしながら協力活動を行なう。また、1 ヶ月から参加できる短期ボランティアもあり、開発途上国のニーズにきめ細かく対応できると同時に、参加者にとってもより多様な参加方法が選択できるようになっている。

協力分野は、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーなど多岐にわたり、1965 年の事業創設以来、5 万人以上²が派遣されている。

(2) 募集関連業務の概要

JICA ボランティアは、開発途上国からのボランティア要請に基づき、長期ボランティアを年 2 回、短期ボランティアを年 4 回募集している。JICA は、開発途上国から提出されるボランティア要請を JICA ボランティアウェブサイト等で公開し、応募を受け付けている。また、JICA ボランティアへの応募を検討している人の疑問や不安を払拭させること、海外やボランティアに関心のある人に対して JICA ボランティアを周知する等、応募期間にかかわらず年間を通して募集活動を実施する。なお、JICA ボランティアの募集活動については、JICA の青年海外協力隊事務局と全国 15 箇所の国内拠点等が連携し業務に当たっており、本委託契約との業務分掌については別添 4 のとおりとする。募集関連業務の事業概要及び要請取り付け、募集、選考、訓練から派遣、帰国に至るまでのボランティア事業の流れについては別添 2 を参照のこと。

(3) 委託業務の目的及び目標

①目的

JICA ボランティア事業の派遣人数目標（1,550 人）を達成し、及び同事業の目的（2.（1）の 3 つの目的）達成に必要な質的改善を推進するため、応募者数を 2018 年度から 2021 年度まで段階的に増加させる。

②委託業務の目標

上記目的の目標値として各年度の応募者数目標を以下のとおり定める。

² 2017 年 3 月 31 日現在の JICA ボランティア派遣人数

【表1：応募者数目標】 (単位：人)

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
目標数	5,450	5,960	6,100	6,200

※JV、SV、短期ボランティアを含む目標数

本委託業務は長期ボランティアを2018年度春募集から2021年度秋募集まで(8募集期分)、短期ボランティアを2018年度第1回から2021年度第4回まで(16募集期分)を対象とし、2017年度は2018年度春募集の準備期間として位置付けるため、応募者数目標は設定しない。

(4) 本委託業務を行うにあたっての基本方針

① 応募者数増の取組み

2016年度の青年海外協力隊の応募者数は要請数のおよそ1.1倍に留まり、合格者は要請数の約5割の状況である。また、シニア海外ボランティアの応募者数は要請数のおよそ1.6倍に留まり、合格者数は要請数の約4割である。応募者数の増加を図るには、青年人口の減少、労働市場の需給状況、ボランティアや海外経験の機会拡大、内向き志向等の関連する要因を踏まえ、効果的な対応策を検討する必要がある(別添5参照)。

② 都市部と地方部のバランスへの配慮

JICAボランティアへの応募者の内、全国の四大都市圏³在住者からの応募が約8割を占めるため、こうした主要都市での募集活動は重要である。一方、本事業は1.(1)のとおりいわゆる「国民等の協力活動」と位置付けられており、都市部のみならず、地方部に対する募集活動も期待されている。また、グローバル人材のニーズの高まりを受け、青年海外協力隊等の帰国後の就職環境は改善している。このような背景を踏まえ、本委託業務においては、効率性の観点のみならず、国民参加型事業としての観点などを踏まえ、バランスの取れた実施が求められる。

③ 開発途上国のニーズに対応し得るボランティア人材の確保

JICAボランティアは開発途上国からの要請(ニーズ)に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、それらを「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、選考、訓練を経て派遣する。また、開発途上国の人々と共に生活し、働き、同じ言葉を使い、相互理解を図りながら彼らの自助努力を促進する能力が求められる。加えて、日本とは異なる環境において、如何なる場合においても柔軟に対応する能力も求められる。こうした能力を有するボランティアを多く派遣するため、効果的な募集方法を検討する必要がある。例えば、JICAボランティアは、看護師や自動車整備のように必要とされる経験や資格が明確な職種のほか、資格はないが応募者の持つ技術や知見を活かせる職種もある。職種とその要請案件内容を十分に考慮して、効果的かつ効率的にJICAボランティアの募集を行

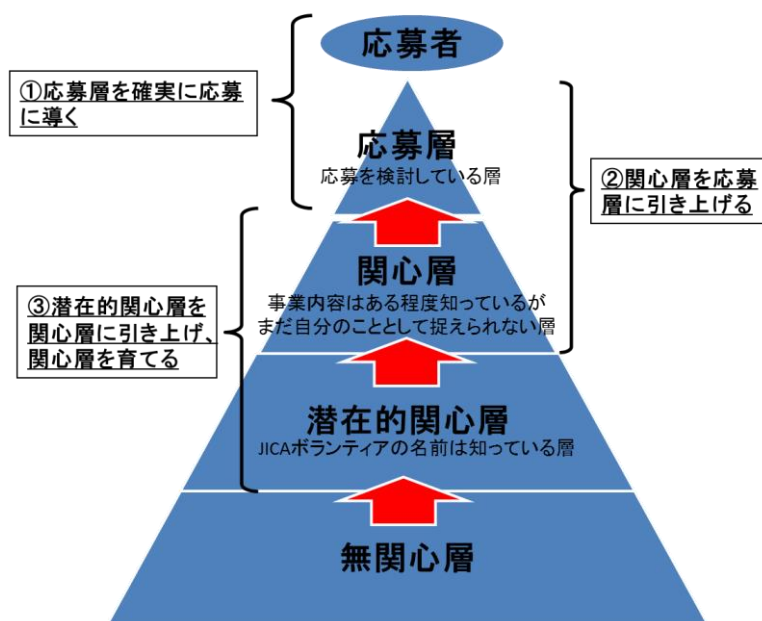
³ 首都圏、中部地区、関西地区、九州地区

うことも期待される。

④ターゲット別の訴求

JICA ボランティア事業のターゲット層は図のようなピラミッド構造をしており、各ターゲット層の訴求ポイントに合わせたアプローチが必要と考えられる。本募集関連業務の業務対象範囲は応募対象年齢⁴における潜在的関心層から応募層までとし、図1に示す①～③を目的として、潜在的関心層から応募層まで効果・効率的に引き上げ、実際の応募に繋げるためのアプローチを行うことが期待される（詳細は(6)委託業務の詳細を参照のこと）。各ターゲット層の訴求において想定されるポイントは表2のとおり。

【図1: 対象業務とターゲット層】



【表2: 訴求ポイント】

ターゲット層	訴求ポイント
応募層	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA ボランティアに応募を検討している人の応募に際しての疑問や不安を払拭する ・ JICA ボランティアの経験が、帰国後のキャリア形成に様々な形で活かされることをアピールする
関心層	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力や海外でのボランティア活動に関心を有している人々に JICA ボランティアについての理解を深めてもらう ・ 日本政府の公式なボランティアであることの信頼性と JICA の充実したサポート体制をアピールするとともに、応募への不安要素（治安や衛生状態、帰国後の就職支援への不安）を払拭し、応募を促進する ・ 高度な専門知識や経験を持つ人だけでなく、各々の経験を生かしたボラ

⁴ 青年は派遣前訓練（研修）実施月の1日時点（短期は15日時点）で満20歳以上かつ応募締切日時点で満39歳以下。シニアは応募締切日時点で満40歳から69歳までの方

	<p>ンティアをアピールし、JICA ボランティアへの心理的ハードルを下げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各々のライフステージに合わせたアプローチを行う（青年：社会人には、現職参加制度⁵、学生には帰国後の進学・就職の優遇措置⁶ シニア：各々が培ってきた豊富な技術や経験を途上国で生かし、開発途上国の発展に寄与する等やりがい、生きがい等） ・家族、友人等の理解を得るための情報提供（開発途上国の治安、衛生状態、帰国後の就職等への不安等）
潜在的関心層	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA ボランティア事業に対する興味、関心を喚起させ、将来の応募者として裾野の拡大を図る ・ JICA ボランティアの具体的な活動をイメージさせ、各々のキャリア形成における選択肢として位置付ける ・ 海外ボランティア派遣のパイオニアとしてのブランドイメージを強化する ・ JICA ボランティアの認知度が低い地域、世代等への周知により、中長期的な視点で応募者の拡大を目指す

(5) 委託業務の内容

①業務を実施する地域

47 全都道府県対象

なお、機構は、次のとおり 15 箇所の国内拠点を有していることから、これら国内拠点と地域の特性を活かしながら業務を実施すること。

北海道国際センター、北海道国際センター(帯広)、筑波国際センター、東京国際センター、横浜国際センター、中部国際センター、関西国際センター、中国国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター、二本松青年海外協力隊訓練所、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所、東北支部、北陸支部、四国支部（別紙 5 参照）

②業務の対象範囲

委託業務の対象範囲は次のとおりとする。各業務の詳細については（6）委託業務の詳細を参照のこと。

ア) JICA ボランティアの応募促進業務

イ) JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務

⁵ 職場に籍を残したまま、社員が JICA ボランティアに参加するための制度

<https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/incumbent/system/>

⁶ 青年海外協力隊等の経験者を含む社会人・国際協力経験者に対する受験枠や特別措置のある大学・大学院

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/careerinfo/pdf/daigaku_yugu.pdf

(6) 業務委託の詳細

本実施要項の前記各項を踏まえ、本実施要項の1.(5)②に関する業務実施計画書を策定し、募集活動に係る各種企画の作成等を実施する。受注者は契約締結後1ヵ月以内に2022年3月末日までの業務実施計画書を作成し、機構の承認を得ること。業務実施計画書には、本実施要項の1.(4)に記載の基本方針に基づき、JICA ボランティアを取り巻く社会状況や応募傾向等を分析し、その結果を踏まえた業務の実施方針、項目、スケジュールや受注者の業務実施体制を詳細に記述すること。

①JICA ボランティアの応募促進業務

ア) JICA ボランティアの応募者を確保するため、以下の業務を実施するための企画を策定すること。

(a) JICA ボランティアの応募者を確保

(b) 中長期的な視点から見た JICA ボランティアに対する関心層の拡大

上記を実現するため、潜在的関心層も含めた応募促進のための企画を策定し、実施すること。企画策定にあたっては、ターゲット層別に訴求すべきポイントを精査し、応募者増といった量的な側面のみならず、応募者の質の確保も十分に考慮して企画を検討すること。なお、複数のターゲット層にまたがる企画の提案も可とするが、対象者を明確にするとともに、適確にアプローチするための方法、戦略を提案すること。

<参考> 現行事業の例

JICA ボランティアへの応募を検討している応募層に対して、これまで、JICA ボランティアの概要説明、JICA の支援体制、参加者のニーズに即した職種紹介、JICA ボランティア経験者との座談会、個別応募相談等を募集説明会と称して全国で実施している（別添6～8参照）。また、潜在的関心層、関心層に対しては、JICA ボランティアの魅力や価値を伝えるなどターゲット層の関心喚起を狙って、ボランティアセミナーと称したイベント⁷を全国で開催している。（別添9参照）大学をはじめとする各種教育機関や自治体等で開催しており、特に専門学校や教員等ターゲットを絞ったセミナーを開催することで、職種に特化した内容で応募勧奨することができ、効果的である。

イ) 本委託業務では、これまでの募集説明会及びボランティアセミナーの取組みを踏まえ、それらの機能を一部ウェブ化することにより、より一層の効果的・効率的な方法を提案することが強く期待される。ウェブなどを活用した企画には、職種の紹介や、語学力対策等、ターゲット層のニーズに即した内容など、できるだけ具体的な提案をすること。実施に当

⁷ JICA ボランティアの概要説明、JICA ボランティア経験者による体験談、質疑応答を基本構成として実施している。

たっては、既存の JICA ボランティアウェブサイト⁸や外部の人材募集等のサイトを活用することを推奨する。

ウ) JICA ボランティア経験者（以下「OV」(Old Volunteer)という。」を活用した会場型応募相談会・ウェブ型応募相談会等

実際の応募者へのアンケート結果によると、OV から体験談を直接的に聞くことは、活動に対する具体的なイメージを持ち、応募へのモチベーションを高めるのに効果的であったことが確認されているところ、経験者との直接的な対話の機会を設ける会場型応募相談会や、ウェブを活用した経験者とのウェブ型応募相談会等の提案を検討すること。会場型応募相談会は、原則、全国 47 都道府県を対象に、最低 1 回／年以上実施することとする。別団体が主催する国際協力関係のイベント等への参加、出展を回数に含めることも可とする。加えてウェブ型応募相談会の実施も推奨する。

エ) 国内拠点との連携

1. (5) ①に記載の JICA 国内拠点は所管する都道府県が定められており、地方自治体、民間企業、大学等とも接点を有してボランティア事業以外にも機構の各種事業を実施し、情報やネットワークを有する。受注者は、本業務の目的を達成するにあたり、必ずしも国内拠点と密に連携した企画を提案する必要はないが、提案する企画が、国内拠点がこれまで構築してきた地方自治体、民間企業、大学等とのネットワーク等を必要とする場合、契約締結後、各国内拠点から助言やアドバイスを提供する。ただし、企画の実施・運営は、受注者が主体となって行うこととする。

<JICA ボランティアの応募促進業務を実施するにあたっての留意事項>

➤ OV の活用について

OV に募集活動への協力を依頼する場合、その確保に当たっては機構が提供する帰国ボランティアリスト（直近 5 年間に帰国した JICA ボランティア）を使用すること。（年 2 回（1 月下旬、7 月下旬）提供、初年度は必要に応じて契約開始時に提供）。リストに記載のない OV に依頼する場合は、機構に別途相談すること。

JICA ボランティア OV の役割は、各々が応募に至った経緯や、訓練の様子、現地での生活や活動等の体験談を主とし、JICA ボランティアの制度や支援体制については受注者が対応することとする。OV を手配する際は地域、国、性別に偏りが生じないように留意すること。

➤ 応募に関する問い合わせについて

1) 電話対応（別添 10 参照）

・ 応募に関する問い合わせ専用ダイヤルを設定すること。

⁸ <https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

- ・対応時間は受注者の営業時間、及び休日に準ずることとする。
- ・回答できない質問等については、機構に確認の上、回答すること。
- ・現在の窓口（電話番号）は2018年2月20日（火）をもって終了とし、2018年2月21日（水）以降の問い合わせについては、受注者が対応することとする。

2) メール対応

- ・応募に関する問い合わせ専用メールアドレスを設定すること。
- ・回答できない質問等については、機構に確認の上、回答すること。または、受注者で回答できかねる内容については、機構から回答することとする。
- ・現在の窓口（メールアドレス）は2018年2月20日（火）をもって終了とし、2018年2月21日（水）以降の問い合わせについては、受注者が対応することとする。

②JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務

年2回の長期ボランティア応募期間前に本業務を実施する。受注者は、より効果的かつ効率的に応募勧奨をするため、ポスター、募集要項等の送付先候補を選定し、機構に提案すること。機構は各国内拠点と協議の上、発送先の追加、削除等を行い、承認する。受注者は機構が提供するポスターを受領し、発送を行うこと。また募集要項等の原稿を受領し、応募意欲を喚起させるような冊子の構成を提案し、機構の承認を得た上で印刷、発送を行う（詳細は別紙1及び別添11参照）。支払いの際は、実際の印刷部数及び発送件数に各単価を掛け合わせた額を支払うものとする。

(7) 委託業務の実施場所

受注者自らが実施場所を確保する。

(8) 事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

①情報漏えいの防止

本委託業務の実施に際し、OV リストを提供する。リストには大量の個人情報が含まれることから、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備した上で業務が行われ、情報漏えいが一度も発生しないこと。特に、個人情報の各プロセス（取得、利用・加工、保管、受渡及び廃棄）において、確実に個人情報の管理が実行されること。

②業務の円滑な実施及び適切なトラブル対応のための実施体制の構築

本委託業務では、多数の企画を実施し、及びウェブの活用も想定した募集活動を広範な対象者に対し実施することから、業務を円滑に実施し、かつ、トラブル対応を適切に実施するため、適正な人員配置による実施体制を構築する必要がある。実施体制については、

企画の内容に応じて最適な体制を整えること。また、トラブル対応については、予防的な観点も十分に考慮した体制を整備すること。ウェブの活用による募集活動においては、発信する情報やアクセスに関し、トラブルやクレームが発生しないこと。また、会場型応募相談会等の開催により、適切な会場の確保、会場周辺住民の生活や交通に支障が出ないよう配慮すること。万が一トラブル・クレームが発生した場合は、機構に速やかに報告し、迅速で丁寧な対応ができる体制を構築しておくこと。

③企画運営の質の確保

企画の立案や実施、運営に際しては、様々な分野や職業の国民を対象に、JICA ボランティアに適切な人材を発掘・確保する必要があるが、このためには、人を魅了し引きつける魅力的なプレゼンテーションが求められることから、この点を十分に考慮すること。企画運営上、会場やウェブ上での混乱やトラブルが発生せず、滞りなく運営されること。企画参加者に対しアンケートを実施し、「企画に満足した」の割合が80%以上であること。

④JICA ボランティア関心者のニーズに即した企画の立案・実施

各種企画について、機構関係者と積極的なコミュニケーションを行い、JICA ボランティア関心者の具体的なニーズに即した企画を立案し、実施すること。企画参加後のアンケート結果により、JICA ボランティアに「応募したくなった」「やや応募したくなった」の割合が、JVは80%、SVは65%以上であること。

(9) モニタリングの方法

機構は、事業実施中の公共サービスの質の確保状況について、1.(12)に記載の報告等により確認する。

(10) 業務の改善策の作成・提出等

受注者は、次の場合、速やかに業務の改善策（機構への改善提案を含む。）を作成し、機構の承認を得た上で改善策を実施するものとする。受注者は、機構と密接にコミュニケーションを図り、必要な助言を得つつ、改善策の作成・実施にあたること。

①機構が1.(12)に示す報告及び業務の実施状況を踏まえ、事業の実施に当たり確保されるべき質が満たされない恐れがあり、業務の改善を求める場合

②受注者が業務の実施状況を踏まえ、事業の実施に当たり確保されるべき質の担保・向上を図るため、業務の改善が必要と判断する場合

(11) 契約の形態及び支払い

①契約形態

契約形態は、募集関連業務を一契約とした業務委託契約とする。

②経費の支払い

ア) 受注者は、四半期ごとに当該四半期に属する最後の月の翌月末日までに、「四半期報告書」及び「四半期経費精算報告書」を機構に提出するものとする。ただし、2017年12月に実施した委託業務の内容については、2018年1月～3月分と合わせて「2017年度第4四半期報告書」及び「2017年度第4四半期経費精算報告書」を作成し、提出すること。上記1.(5)②イ)に記載するJICAボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務にかかる経費については、契約金額の範囲内において、単価及び実績に応じて、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算することとする。「戦略策定・企画業務費」及び「応募促進業務費」については、契約金額内訳書に定められた各年度の契約金額の4分の1を、当該年度の各四半期報告書の検査が合格した際に支払うこととし、実費精算は行わない。

なお、各年度末日(営業日)までに当該年度「年間業務完了報告書」を機構に提出するものとする。なお、第4四半期における「四半期報告書」については、業務完了後速やかに提出するものとし、各年度の「年間業務完了報告書」と同時に提出すること。

また、報告書等の作成にあたってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。グリーン購入法の基準については、以下のURLを参照のこと。

[\(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/\)](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/)

初年度の四半期報告書は契約日から2018年3月30日までの報告書とし、「年間業務完了報告書」の提出は不要とする。なお、初年度の四半期報告書には、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に作成した業務実施計画書に基づき、詳細を示した各種業務方針、業務従事者リスト、その他準備期間中に作成した各種資料を含めて機構に提出するものとする。

イ) 機構は提出された四半期報告書に基づき委託業務が適正に実施されていることを確認し、結果を受注者へ通知する。受注者は業務確認通知を受けてから当該期間の契約金額にかかる請求書を機構へ提出し、機構は適法なる請求書を受理してから起算して30日以内に口座振り込みにより受注者に支払うこととする。

③報奨金の支払い

上記(11)②の支払いに加え、以下の条件に基づき報奨金として最大で契約金額(当該年度)の消費税等を除いた金額の2.0%に相当する金額を支払うものとする。なお、報奨金支払いは当該年度の第4四半期の支払いと同時に行うものとする。

二次選考に進んだ応募者(青年のみ)が、応募するのに最も影響を与えられた要因が、事業者が企画・運営する相談会等(ウェブを活用したものも含む)であった割合が60%以上を達成した場合、報奨金として契約金額(当該年度)の消費税を除いた金額の1.0%に相

当する額を、80%以上を達成した場合は2.0%に相当する額を支払う。

(12) 成果品

本業務委託契約に関し、受注者は以下の成果品を作成し、機構へ提出する。

①四半期報告書・四半期経費精算報告書

各四半期の募集活動実施状況報告を作成し、提出すること。提出は当該四半期の最終月の翌月末日までとする。ただし、第4四半期については、業務完了後速やかに提出するものとする。

②年間業務完了報告書

1年間の募集活動に関し、業務実施結果を分析し、得られた知見等を報告すること。その業務実施において、受注者 JICA 国内機関双方に有益となる内容とすること。提出は各年度の末日（営業日）を締切とする。

③最終業務報告書

全業務終了後、契約期間全ての業務実施結果を分析し、得られた知見等を報告すること。本業務を遂行する上での課題・提言等、引き継ぐべき事項を記載すること。提出は2022年3月末日（営業日）を締切とする。

(13) 本件業務の報告に関連する業務

①定期的に機構と打ち合わせを行い、業務の進捗等に関して必要な情報提供及び報告を行う（最低月1回程度）。

②四半期報告書（精算報告含む）、年間業務報告書を作成し、業務の進捗状況及び成果の報告を行う。

(14) 業務の引き継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者が本業務を開始するまでの間に確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行うものとする。また、本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、受注者は当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、受注者の負担とする。

2. 契約期間に関する事項

業務委託契約の契約期間は、2017年12月28日から2022年3月31日までとする。

3. 共同企業体結成及び補強の可否

(1) 共同企業体について

- ・共同企業体の構成数の制限はありません。
- ・共同企業体結成の場合は、機構が構成員から直接支払請求を受けたり、構成員へ機構から直接の支払を行うことは、原則としてない。

(2) 補強の可否について

- ・補強を認める。ただし、業務総括者については補強を認めない。

【定義】

＜共同企業体＞：複数の受注者が、それぞれの受注者の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

4. 受注者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他業務委託の適正かつ確実な実施の確保のために受注者が講ずべき事項

(1) 受注者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき事項

①報告等

ア) 受注者は、四半期ごとに当該四半期に属する最後の月の翌月末日までに、「四半期報告書」を以て、機構に報告しなくてはならない。ただし、第4四半期については、業務完了後速やかに提出するものとする。報告すべき内容は事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質に掲げる項目を中心とする。

また、報告書の作成に当ってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。なお、グリーン購入法基準については、以下のURLを参照のこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>)

イ) 受注者は、本件事業に関するクレームやトラブルについて、その内容及び対処方針を速やかに機構に報告しなければならない。

②調査

ア) 機構は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受注者に対し、必要な報告を求め、又は受注者の事務所に立ち入り、委託業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ) 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

ア) 機構は、委託業務を適正かつ的確に実施させるために、受注者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。

イ) 機構は、情報セキュリティの確保、クレームやトラブルの対応状況等により委託業務が適切なものであるかの確認を行い、不適切と判断する場合には、実施方法、実施計画の変更を求める。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①個人情報の保護並びに秘密の保持

ア) 受注者は、機構が定めるセキュリティに関する規定を遵守し、機構と同等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

イ) 受注者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、委託業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

ウ) 受注者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

エ) 受注者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していたものは、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき受注者が講ずべき措置

①事業の開始及び中止

ア) 受注者は、契約が締結された日から委託業務を開始すること。

イ) 受注者は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。この場合において、受注者は、中止を決定した日が属する月の翌月末までに、中止時点までの委託業務の実施内容、及び実施に要した経費について、機構に報告しなければならない。機構は中止を決定した時点までに受注者が事業実施のために要した経費を除き、委託業務についての委託費の支払いは行わない。

ウ) 機構は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者は、中止を決定した日が属する月の翌月末までに、中止時点までの委託業務の実施内容、及び実施に要した経費について、機構に報告しなければならない。機構は中止を決定した時点までに受注者が事業実施のために要した経費を除き、委託業務についての委託費の支払いは行わない。

②金品等の授受の禁止

受注者は、委託業務において機構が認める場合を除き、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

③宣伝行為の禁止

受注者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人国際協力機構」、「JICA」、「青年海外協力隊事務局」の名称並びに機構の保有するロゴなどを委託業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業が委託業務「JICA ボランティア募集関連業務」の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

④機構との契約によらない自らの事業の禁止

受注者は、会場型応募相談会等において、自ら行う事業（機構との契約に基づく事業を除く。）、若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑤安全衛生

受注者は、募集関連業務を実施するに当たり、参集者等の安全衛生について十分配慮するとともに災害発生時の連絡及び避難誘導に関する業務が適切に行える体制を整えておくこと。

⑥記録及び帳簿

受注者又は受注者であった者は、委託業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託業務を終了し又は中止した日の属する事業年度の翌年度から起算して10年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡

受注者は、業務委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧権利義務の帰属

受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触する時は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

⑨再委託

ア) 受注者は、機構から委託を受けた本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ) 受注者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で機構の承認を受けることとする。

ウ) 受注者は、上記（ア）又は（イ）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

エ) 再委託先は、前記の個人情報の保護並びに秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、機構との契約によらない自らの事業の禁止及び権利義務の帰属については受注者と同様の義務を負うものとする。

⑩契約内容の変更

機構及び受注者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得た上、法 21 条の手続きを経なければならない。

⑪契約の解除

機構は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合、機構に損害が生じたときは、受注者は、機構に生じた損害を賠償する責任を負う。また、以下（ア）～（ケ）の規定により、委託契約を解除した時には、受注者は機構に対し、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ) 契約に沿った委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ) （ウ）に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ) 法令又は契約に基づく指示（本実施要項に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

キ) 受注者又はその役職員その他委託業務に従事する者が、法令又は契約に違反して受講者に関する情報等、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ク) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑫損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失によって機構に損害を与えたときは、機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑬不可抗力免責、危険負担

受注者は、上記事項にかかわらず、受注者の責めに帰することができない事由により委託業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑭契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と機構が協議する。

⑮関係法令等の遵守

受注者は、委託業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

5. 委託業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受注者が負うべき責任

(1) 機構が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 受注者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

6. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する評価の実施時期

①業務全般にわたる評価

機構は、総務大臣が行う評価の時期（2020年12月から2021年2月を予定）を踏まえ、委託業務等の実施状況については、2017年度から2020年度までの状況を調査する。

②事業年度ごとの評価

機構は、委託業務の実施状況については、事業年度ごとの委託業務終了時点における状況を調査し、評価するものとする。

(2) 調査の実施方法

機構は、4.(1)①の報告等を基に、下記(3)の調査項目については必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

①1. (8) ①～④に掲げる事項

②委託業務の運営に要した経費及び収入額

(4) 意見聴取等

機構は、委託業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受注者から直接意見等の聴取が出来るものとする。

(5) 実施状況等の確認

①業務全般にわたる評価

機構は、上記(1) ①による調査終了後に、当該調査により収集した情報及び上記(1) ②における評価を2020年12月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出する。

②立ち入り検査、指示等の報告

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等管理委員会に通知する。また、機構が必要と判断した場合は、機構は、その措置の内容等を公表する。

7. 受注者に使用させることができる機構の施設・設備

(1) 施設・設備等の使用

募集活動に関して、JICAの保有する施設・設備の使用を認めることとする。

8. その他実施に関して必要な事項

(1) 会計検査について

受注者は会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 委託業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(3) 次の①及び②のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

①上記4.(1) ①による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は4.(1) ②による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

②正当な理由なく、上記4.(1) ③による指示に違反した者

(4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は

人の業務に関し、上記（3）の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記（3）の刑を科されることとなる。

（5）機構の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

（6）機構は、受注者の委託業務等の実施状況について、事業年度ごとに公表する。

【別添資料】省略